



# 仕事と産業

## 農林水産業について

**問 ▶ 農林部農政課・耕地林務課・農業委員会事務局 ☎71-2000代**

安曇野の豊かな自然を活用した農林業や水産業を今後も大切にしていけるため、環境の整備や担い手の育成に取り組んでいます。

### ■ 農林水産業の取り組み概要

農業の振興	水稲、リンゴ等の果樹類、タマネギ、夏秋イチゴ等の野菜類、カーネーション等の花き類、ソバ、ワサビ、畜産物等、安曇野産農畜産物の生産振興、ブランド化や販路拡大、6次産業化等を進めています。また、農業の担い手への営農支援、農業後継者・新規就農者への支援に取り組み、農業者所得の向上を図っています。豊かな田園風景の保全のため農業振興地域整備計画の適正管理を行い、遊休農地の増加の抑止に努めています。
水産業の振興	豊かな湧水を利用したニジマス養殖業の振興をしています。また、新たな地域ブランド品として生み出された信州サーモンも特産と言える逸品です。
林業の振興	森林整備・木材利用の推進、適正な林道の維持管理、松くい虫被害対策を行い、健全な里山の再生を図ります。
土地改良事業	農道、用・排水路など農業基盤整備及び、多面的機能支払交付金に関する事業を行います。
農業委員会業務	農地を耕作目的で権利移動等するときや農地を農地以外のものに転用するときに必要な農地法の許可申請等について、相談・申請等を受け付けています。

### ■ 事業内容

事業	事業内容	問い合わせ
農業振興地域内の農用地区域(青地)の除外	転用したい農地が農業振興地域の「農用地区域」に該当している場合、農地法による転用申請をする前に農用地区域から除外(農振除外)をする必要があります。農振除外には必要となる要件が整っていることに加え、申出手続きが必要です。詳細についてはご相談ください。	農政課農業政策担当 ☎71-2427
安曇野市農産物等販路拡大推進補助金	県外マルシェや海外物産展へ出店して対面販売したり、ECサイトを利用するなど農産物等の販売ルート拡大に取り組む農業者等に対して補助金を交付しています。申請手続きについては、担当にご相談ください。	農政課農業政策担当 ☎71-2430
担い手の育成事業	「担い手」の育成・支援・確保を目標として、若者を中心とした幅広い世代において、新規就農や、定年帰農、1ターンやUターン者の就農相談や各種補助制度の活用について相談を受け付けます。	農政課農村振興担当 ☎71-2429
市民農園	市民の方を対象に、自家用野菜用の畑の貸出を行っています。(1区画30~50㎡) 農園の区画には限りがありますので、ご希望の方はお問い合わせください。	農政課農村振興担当 ☎71-2429
農地の権利移動や転用	農地を耕作の目的で権利移動等するときや農地を農地以外のものに転用するときに必要な農地法の許可申請手続き等についての相談や申請書等の受付を行っています。 ◆農地法第3条の許可申請…農地を耕作の目的で権利移動等(売買、贈与、交換、賃貸借、使用貸借)するとき ◆農地法第4条の許可申請…所有者自らが転用を行うとき ◆農地法第5条の許可申請…所有権の移転や賃借権等の設定を伴う転用を行うとき	農業委員会事務局 ☎71-2497
農用地利用集積計画制度による農地の売買・貸し借り	担い手農家の規模拡大をはかりやすくするために設けられた農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積事業による青地農地の売買や農地の貸し借り(賃貸借、使用貸借)の制度です。	農業委員会事務局 ☎71-2497
有害鳥獣の被害	シカ、イノシシ、サルなど農作物に被害を与える野生鳥獣の追い払い等の対策を支援しています。被害でお困りの方はご連絡ください。	耕地林務課林務担当 ☎71-2432
ペレットストーブ購入補助	長野県産の木材等の利用促進を図るため、ペレットストーブ購入に対する補助金を交付します。交付には、台数制限や交付要件があります。申請手続きについては担当にご相談ください。	耕地林務課林務担当 ☎71-2432
松くい虫被害対策	庭木等の松を松くい虫被害から守るため、伐倒駆除、樹幹注入のいずれかを実施される方へ、補助金を交付します。補助金をご活用いただき、被害の予防及びまん延防止にご協力ください。申請手続きについては、担当にご相談ください。	耕地林務課林務担当 ☎71-2432
土地改良事業補助	地元組織(行政区、土地改良区、水利組合等)が事業主体となって発注する工事に対して補助金を交付します。申請手続きについては担当にご相談ください。	耕地林務課耕地担当 ☎71-2431
多面的機能支払交付金	地域ぐるみで取り組む農業用水路の清掃、農地・農道の草刈等の共同作業に対して補助金を交付します。申請手続きについては担当にご相談ください。	耕地林務課耕地担当 ☎71-2431

\*農業の各種補助金については、市ホームページをご確認ください。

## 商工観光業について

問▶商工観光スポーツ部商工労政課・観光課 ☎71-2000(代)

安曇野の豊かな自然や、地域で育んできた歴史・文化を生かした観光の振興や安曇野独自の特産品の振興、道路交通網などの条件を生かして、活躍が期待される企業の誘致や中小企業の発展をサポートしています。

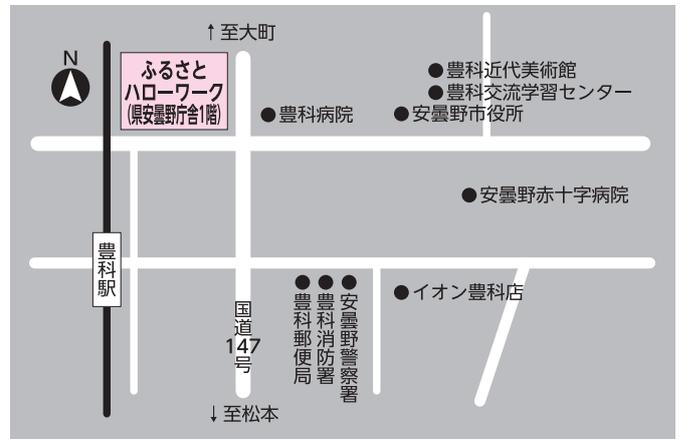
### 商工観光業についての取り組み

商工業の振興	商工労政課
◎商工会などと連携し、商店街等の支援を行います。 ◎地域振興事業の支援を行います。 ◎商工会、安曇野工業会などと連携し、工業振興施策を行います。 ◎既存企業の設備投資、事業拡大等のための助成制度を設け、支援を行います。 ◎産業団地造成による企業誘致や空き施設等を活用したサテライトオフィス誘致を図ります。	
市・県の制度資金	商工労政課
◎中小企業振興資金、特別小口支援資金、創業支援資金、新事業活性化資金、経営安定特別資金、景気変動経営安定特別資金、緊急借換対策資金を設け、金融機関を通じて低金利融資を行う制度です。また、保証料の補給等を通じて、企業の皆さんが安定した経営を行えるよう支援を行います。 ※まずは商工会の経営指導員にご相談ください。	
労働者福祉振興	商工労政課
◎安曇野市ふるさとハローワークでは、求職者等の相談を行います。 ◎松本公共職業安定所などとの共催により就職面接相談会を開催します。 ◎労働・生活相談（毎月第2木曜日・要予約）、若者就職サポート相談（毎月第3金曜日・要予約）を行います。 ◎安曇野市勤労者互助会の運営・支援により、加入者の福利厚生事業を推進します。	
観光情報の発信	観光課
◎安曇野の自然、文化、特産品を生かして、「信州・安曇野」ブランドを最大限に生かした観光PR、イベントを行います。	
観光基盤の整備	観光課
◎来訪者が安曇野の自然、文化を体験できる、各地域の特性を生かした拠点整備を進めます。	

### 安曇野市ふるさとハローワーク ☎71-1586

求職者に対する就職のあっせん・紹介業務を行っています。

雇用保険の受給に関することは、松本公共職業安定所にお出かけください。



## 広告

## 個性ある地域をめざして

商工会は地域の振興・発展、社会一般の福祉の増進、新しいまちづくりに取り組む組織です。



**安曇野市商工会**

本 所 安曇野市豊科4715-1  
 事務局本部 安曇野市穂高5047  
 TEL 0263-87-9750



# 選挙・議会・情報公開・広報

## 選挙について

問▶選挙管理委員会事務局 ☎71-2000(代)・☎71-2031(直)

選挙管理委員会事務局では、衆議院議員・参議院議員の選挙、長野県議会議員・長野県知事の選挙、安曇野市議会議員及び安曇野市長の選挙、選挙人名簿の調製（閲覧）、選挙啓発、直接請求などに関する事務を行っています。

## 投票について

### ■投票できる方

安曇野市の永久選挙人名簿に登録されている方が投票できます。選挙期日の3ヵ月前頃に転入の届出をされた方は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

### ■投票所と投票時間

投票所は郵送される「投票所入場券」をご確認のうえ、お間違のないようお出かけください。場所は市のホームページからご確認いただけます。投票時間は午前7時～午後8時までです。

※一部地域に限り午後6時まで

### ■投票所入場券

投票所入場券は公示（告示）日以降、有権者の世帯主あてに郵送します（同一世帯の有権者4人分まで1枚のはがきに印刷されています）。配達されるまで時間がかかりますのでご了承ください。入場券が届かなかつた場合や紛失した場合でも投票できますので、投票所でその旨をお伝えください。

### ■期日前投票

投票日当日に投票が困難な方は期日前投票制度をご利用ください。投票できる期間、場所は市のホームページからご確認いただけます。投票できる期間は場所ごとに異なります。

### ■郵便による不在者投票

身体に障がいをお持ちの方は、郵便により在宅で投票できる制度があります。この制度を利用するには、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。対象となる障がい・手続きなど詳しいことは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

### ■滞在先での不在者投票

選挙期間中、長期の出張や旅行などで安曇野市以外の市区町村に滞在している場合、期日前投票期間中に、滞在している市区町村の選挙管理委員会ですべての不在者投票することができます。

手順1：「不在者投票請求書（兼宣誓書）」を安曇野市のホームページからダウンロードし、ご記入のうえ、安曇野市選挙管理委員会宛に郵送もしくは持参してください（ファクス・電子メール不可）。なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルサイトのぴったりサービスからオンライン請求することも可能です。公示（告示）日前でも請求できます。

手順2：安曇野市選挙管理委員会が投票用紙等を公示（告示）日以降に選挙人宛に郵送します。

手順3：郵送された書類を持参のうえ、滞在先の選挙管理委員会に行き、投票をしてください。投票用紙は、滞在先の選挙管理委員会から安曇野市選挙管理委員会へ郵送されます。

投票場所や投票できる時間等は、滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 広告

総合レンタルのパートナー P131 E-1

「進化する食」のプロデュース&サポート

**COSMO PLAN**  
株式会社 コスモ企画 長野営業所

「冷凍・冷蔵機器」「フードサービス機器」の新時代を拓く

■安曇野市穂高8415-28  
■TEL:0263-82-4649 ■FAX:0263-82-4789  
■URL:https://www.cosmo-plan.co.jp  
■レンタル商品のご案内：冷蔵・冷凍機器、ドリンク機器、アイス・ホット機器、ガス機器、厨房機器、イベント用品、De-Light、ユニット売店ハウス、コロナウイルス対策用品 等

**P**あり

## 選挙公報の配布について

候補者の氏名、経歴、政見、政党等の名称・略称等を掲載した選挙公報は、新聞の折り込み又はポスティングで配布します。郵送を希望される場合は、事前に選挙管理委員会事務局へお申し込みください。

なお、選挙公報は、市役所・各支所の窓口にも備えるほか、ホームページにも掲載されます。



令和5年度長野県明るい選挙啓発ポスターコンクール  
 入選作品  
 豊科南中学校 1年生 小嶋 日向さん

## 寄附禁止等のルール

### 政治家の寄附は禁止

政治家（現職の政治家や候補者、候補者になろうとする人）が選挙区内の人に寄附をすること※はその時期や名義のいかんを問わず禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典（花輪、供花はできません）

（①②とも、通常一般の社交の程度を越えないものであること）

※政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関するものなど、寄附禁止の対象から除かれるものもあります。冠婚葬祭や地域のイベントに際しても、次のようなものが寄附禁止の対象となります。

- お中元、お歳暮、お年賀
- 入学祝、卒業祝
- 病気見舞い
- 落成式、開店祝の祝儀や花輪
- 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
- 秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典
- 葬式の花輪、供花
- 地域の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入れ
- お祭りへの寄附や差入れ
- 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ

### 有権者が求めることも禁止

有権者が政治家に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることも禁止されています。

### 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内の人に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれる）を出すことは禁止されています。

## 議会について

問▶ 議会事務局 ☎71-2156(直)

議会は市民から直接選挙で選ばれた議員によって構成され、市政の重要な意思を決定するとともに、市長など執行機関を監視する立場にある地方自治にとって不可欠な機関です。平成25年7月1日に施行された「安曇野市議会基本条例」に基づき、住民自治を推進し団体自治を確立する地方自治の本旨にのっとり、不断の議会改革を重ねながら市民の信託に全力で応えていくために活動しています。

定例会	年4回（3・6・9・12月）開催します。
臨時会	緊急の場合など特定の案件に限って開催します。
会議	本会議……全議員で構成される会議で、条例や予算などが決定されます。 委員会……常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があります。市議会では、幅広い分野にわたる多くの問題をとり扱うため、いくつかの委員会に分けて、専門的・能率的に審査します。
請願・陳情の提出	市政などについて要望や意見があるときは、誰でも請願や陳情を提出することができます。請願書・陳情書には、趣旨・提出年月日・提出者の住所と氏名（自署か記名押印）を記載し、議長宛に提出してください。請願書には、市議会議員の紹介が必要になります。提出期限はそれぞれの定例会開会日の原則10日前です。
議会の傍聴	原則すべての本会議・委員会が傍聴できます。当日、傍聴人受付簿に住所・氏名を記載し、傍聴してください。傍聴に際しては、喫煙・雑談・拍手・ヤジなどは禁じられています。
会議録の閲覧	市議会ホームページ・市の図書館及び議会事務局で閲覧できます。
インターネット中継	市議会ホームページで、本会議等のインターネット中継を実施しています。
議会だより	年4回（2・5・8・11月）と、必要に応じて臨時号を発行します。

## 情報公開・個人情報保護について

問▶ 総務部総務課法務係 ☎71-2000(代)・☎71-2407(直)

### 情報公開制度について

主として、市が保有している公文書（文書、図画及び電磁的記録）を誰でも開示請求することができ、公文書の閲覧や写しの交付を受けることができる制度です。ただし、非開示とされる情報が記録されている公文書は、開示できない場合があります。

なお、請求については、公文書を保有している担当課窓口又はながの電子申請サービスのポータルサイト（下記QRコード<sup>®</sup>から市ホームページを経由してリンク可能）から行うことができます。公文書を保有している担当課が不明な場合は、総務課法務係にご相談ください。

また、写しの交付に要する費用については、請求者の負担となります。



### 個人情報保護制度について

市が保有している個人情報の適正な取扱いや個人の権利利益を保護する制度です。そのため、市が保有している公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示（閲覧・写しの交付）・訂正・利用停止を請求することができます。

なお、請求については、個人情報を保有している担当課窓口で行うことができます。個人情報を保有している担当課が不明な場合は、総務課法務係にご相談ください。

また、個人情報の開示に係る写しの交付に要する費用については、請求者の負担となります。

## 広報・広聴について

問▶政策部秘書広報課秘書広報担当 ☎71-2000(代)・☎71-2400(直)

### ■広報紙「広報あづみの」

毎月発行し、新聞折り込みやポスティングなどで各家庭にお届けしています。市のホームページや各支所、図書館、スマホアプリ「マチイロ」でもご覧いただけます。また、視覚に不安のある方向けに内容を音訳し、ホームページで公開しています。

### ●広報あづみのへのご意見などをお寄せください

広報あづみのへのご意見・ご感想、今後取りあげてほしいテーマなどをお寄せください。住所・氏名・電話番号を明記し、郵送もしくはEメールでお寄せください。いただいたご意見は今後の紙面づくりの参考とさせていただきます。

**郵送** 〒399-8281 秘書広報課宛

**Eメール** 安曇野市ホームページ→お問い合わせ→お問い合わせフォームを利用し、送信してください。

### ●無料アプリ「マチイロ」

▶<http://machiiro.town/>

アプリをダウンロードすると市の情報や広報紙をいつでも確認できます。



### ■広聴

手紙による「市長への提案」、ホームページの「お問合せフォーム」により、市の施策へのご意見・ご提案をお寄せください。また、市内で活躍するグループ・個人などと市長が直接意見交換する懇談会「ゆたかの飛耳長目」を行っています。申し込みは秘書広報課までお問合せください。

### ■ホームページ

市ではホームページで、情報を発信しています。各種手続きや窓口のご案内、市役所からのお知らせ、観光情報など市民の生活に役立つ情報を幅広く掲載しています。



▶<https://www.city.azumino.nagano.jp/>

### ■コミュニティFMラジオ

あづみ野エフエム（76.1MHz）でイベントや講座、相談会のお知らせなど暮らしに役立つ身近な情報を放送しています。

### ■安曇野市公式X（旧Twitter）

市民向けの情報や、イベント情報、災害情報を発信しています。

▶アカウント名 Azumino\_city



### ■安曇野市公式YouTubeチャンネル

市からのお知らせや講演会、イベントの様子等を発信しています。



### ■会見場

市役所4階に、市と市民、市内事業者等が情報発信を行う場として、「会見場」を設置しています。「会見場」はどなたでも無料でご利用いただくことができます。

